テレワーク規程例

POINT

(制定)

必ず就業規則本則にテレワークを実施する旨を定めます。

第1条 本規程は<u>従業員就業規則第●条に規定する</u>従業員のテレワークに関する取扱いについて定めたものである。この規程に定めないことについては、労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

(1) (2) は事

(1) (2) は事務や営業職を

POINT

想 定 (3)

はドラ

イバー

の IT 点

呼の点

呼者を

想定。必

要な制

度のみ

記載し

に乗って下さ

V10

(定義)

第2条 本規程におけるテレワークとは以下の種類のことをいう。

(1)在宅勤務

従業員の自宅、その他自宅に準じる場所(会社指定の場所に限る)において情報通信機器 を利用した業務をいう。

(2) サテライトオフィス勤務

会社保有の所属事業場以外の会社専用施設(以下「専用型オフィス」という)または、会 社が契約(指定)している他会社所有の共用施設(以下「共用型オフィス」という)にお いて情報通信機器を利用した業務をいう。

(3)モバイル勤務

在宅勤務およびサテライトオフィス勤務以外で、かつ会社が指定した情報通信機器等を利用し、社外で行う業務をいう。

(在宅勤務またはサテライトオフィス勤務の適用申請者)

第3条 以下に掲げる全ての事項を満たす者は、在宅勤務またはサテライトオフィス勤務 適用を申請することができる。

(1)テレワーク勤務を希望する勤続1年以上の者

POINT 勤続年数は変更可能。

(2) テレワーク勤務で業務に支障がないと所属長が認める者

POINT

テレワークで他の業務に支障が出てしまう職種があるため、制度の適用者を 限定します。

(モバイル勤務の適用者)

第4条 モバイル勤務の適用者は、会社が決定し、業務として命ずる。

主に IT 点呼の実施者である運行管理者など

(在宅勤務またはサテライトオフィス勤務の許可基準)

第5条 在宅勤務またはサテライトオフィス勤務適用申請者に対して、会社は以下の項目 について一定の基準を満たした者に許可する。

(1)業務の成果

会社が指示または承認した業務を事業所勤務の場合と同等以上の成果を出すことがで きると認められること

- (2)作業環境(執務空間、デスク、イス、照明、インターネット環境)が整えられること 〈在宅勤務〉
 - ①適正な姿勢が保たれること
 - ②適度な明るさが確保できていること
 - ③生活空間とは区別ができていること
- 〈サテライトオフィス勤務〉
- ①会社が契約もしくは指定した場所で作業すること
- (3)会社との連絡方法
 - ①始業時刻、終業時刻、業務内容など業務の進捗情報を会社が指定した方法(電話、 グループウェア、電子メール等)により適宜会社に報告できること
 - ②業務報告及び会議出席など、会社が指定する日に会社に出勤できること
- (4) 自律的な制度運用を行うことができること
 - ①テレワーク勤務の趣旨をよく理解し、効率的な業務遂行を心がけ、家庭生活等と の配分を考えながら自らの勤務時間を管理することができること

POINT

労働時間の管理の方法は、自社にあったものを採用してください。

「厳しい時間管理」: いつでも繋がって連絡が取れる

「中間的な時間管理」: ちょっとした業務の中断は認める

「ゆるい時間管理」: ほぼ従業員の裁量で働いてもらう

(みなし労働時間制、裁量労働時間制)

(労働時間)

☆厳しい時間管理の例

第6条 労働時間については、原則として午前●時~午後●時(うち休憩●分) とする。

- 2 育児・介護短時間勤務制度の適用を可能とする。
- 3 所定外労働・深夜労働(午後 10 時~午前 5 時)については事前に承認を必要とし、個人の判断で行った時間外労働及び休日労働にかかわる賃金は、会社は原則として支払わない。午後 10 時~午前 5 時までの深夜労働については、労働条件で深夜業務の定めがあり、かつ、所属長の承認を得ている者のみ許可する。事前に承認及び許可のない深夜労働は認めない。また、事前に承認を得ず、個人の判断で行った深夜労働にかかわる賃金は、会社は原則として支払わない。

☆中間的な時間管理の例

第6条 労働時間については、原則として午前●時~午後●時(うち休憩●分)とする。

2 育児や介護、通院を必要とする者が所属長の承認を得た場合は、休憩時間

- 2 育児や介護、通院を必要とする者が所属長の承認を得た場合は、休憩時間とは別途、業務の中断を認める。
- 3 業務の中断について、一定時間の離席がある場合は都度、グループウェア、 電子メールにより報告する。
- 4 育児・介護短時間勤務制度の適用を可能とする。
- 5 所定外労働・深夜労働(午後 10 時~午前 5 時)については事前に承認を必要とし、個人の判断で行った時間外労働及び休日労働にかかわる賃金は、会社は原則として支払わない。午後 10 時~午前 5 時までの深夜労働については、労働条件で深夜業務の定めがあり、かつ、所属長の承認を得ている者のみ許可する。事前に承認及び許可のない深夜労働は認めない。また、事前に承認を得ず、個人の判断で行った深夜労働にかかわる賃金は、会社は原則として支払わない。

POINT

事業外みなし 労働時間制を 採用する場合、 会社の指揮命 令下にあって はなりません。

☆ゆるい時間管理の例(みなし労働時間制、裁量労働時間制の採用)

- **第6条** 労働時間については、原則として午前●時~午後●時(うち休憩●分) とする。
- 2 前項にかかわらず、次の各号該当する場合であって会社が必要と認めたと きは、第1項に規定する所定労働時間を労働したものとみなす。
 - ①会社と在宅勤務者間の情報通信機器の接続は在宅勤務者に任せていること
 - ②当該業務が常に会社の指示命令を受けなければ遂行できないものではない こと
 - ③当該業務に労働時間を管理する者が帯同していないこと
- 3 育児・介護短時間勤務制度の適用を可能とする。その場合、第1項の所定 労働時間は短時間勤務制度で定めた所定労働時間に置き換えて適用する。
- 4 所定外労働・深夜労働(午後 10 時~午前 5 時)については事前に承認を必要とし、個人の判断で行った時間外労働及び休日労働にかかわる賃金は、会社は原則として支払わない。午後 10 時~午前 5 時までの深夜労働については、労働条件で深夜業務の定めがあり、かつ、所属長の承認を得ている者のみ許可する。事前に承認及び許可のない深夜労働は認めない。また、事前に承認を得ず、個人の判断で行った深夜労働にかかわる賃金は、会社は原則として支払わない。

(勤怠管理)

- **第7条** 出退勤の連絡は、就業規則の定めに関わらず、会社が指定した次のいずれかの方法により報告しなければならない。
 - (1)電話
 - (2)電子メール

(3)勤怠管理ツール

(テレワーク中における待遇)

第8条 テレワーク中の待遇は通常勤務者の待遇と同等とする。

- 2 在宅勤務の場合は、通勤交通費は支給しない(業務上必要な移動の際の交通費は都度、 実費精算とする)。専用型(共用型)オフィスを使用する場合は、最も経済的かつ合理的な 経路及び手段で通勤した場合の費用を実費で支給する。
- 3 評価、福利厚生、昇降格は、通常勤務者と同等とする。

(費用の負担)

第9条 会社が貸与する情報通信機器を利用する場合の通信費は会社負担とする。

- 2 在宅勤務に伴って発生する水道光熱費は在宅勤務者の負担とする。
- 3 業務に必要な郵送費、事務用品費、消耗品費その他会社が認めた費用は会社負担とする。
- 4 その他の費用についてはテレワーク勤務者の負担とする。

(情報通信機器・パソコン等の貸与)

第10条 会社は、テレワーク勤務者が業務に必要とするパソコン、ソフトウエア等の情報 通信機器を貸与する。なお、当該通信機器に、会社の許可なくソフトウエア等をインスト ールしてはならない。

2 会社は、テレワーク勤務者が所有する情報通信機器を業務に利用させることがある。この場合、会社が求めるセキュリティ条件を満たす機器に限るものとし、費用については協議の上決定する。

(健康管理)

第11条 継続的な制度適用者は、より一層の健康管理への配慮が必要なことから、月1回 は必ず健康状態に関する報告を所属長に対して行うものとする。

(情報の取り扱い)

第12条 会社から業務に必要な資料や機材その他の情報を持ち出す際には関連規定を遵守 し、自らの責任において厳重に管理しなければならない。個人情報、会社の秘密情報の取 り扱いについては絶対に外部に漏洩することがないように厳格に管理するものとする。

(制度適用取り消し)

第13条 健康管理・制度運用・成果創出面において著しい不具合が発生した場合、所属長が制度適用の継続は困難であると判断し、制度の適用を取消すことがある。その場合、通常の勤務に復帰しなければならない。

(緊急連絡体制)

第14条 テレワーク勤務時における事故・トラブル発生時は、速やかに所属長に連絡し、 指示を仰ぐこととする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和 年 月 日から施行する。